

2026 年 4 月 10 日

静岡労働局長 國分 一行 様

静岡地方最低賃金審議会 会長 畑 隆 様

静岡県労働組合
議長 菊池 仁

静岡県の最低賃金引き上げと最低賃金審議会の公正な運営を求める要請書

貴職におかれましては、日頃から労働行政の発展に尽力されていることに敬意を表します。

最低賃金は 2025 年の改定によって、静岡県は時間額 1,097 円となりました。しかし時間額 1,097 円では、月額 170,035 円（7.75 時間×20 日）、年収 2,040,420 円であり、ワーキングプア の状況を脱することはできません。恒常的な物価高騰のなか、最低賃金近傍で働く労働者から

「これでは暮らしていけない」と悲鳴が上がっています。最低賃金法の第一条には、「賃金の低廉な労働者について、賃金の最低額を保障することにより、労働条件の改善を図り、もつて、労働者の生活の安定、労働力の質的向上及び…（途中省略）…国民経済の健全な発展に寄与することを目的とする。」と記載されています。生計費原則を考慮した審議で賃金額を決定することを求めます。また、私たちが取り組んできた「最低生計費試算調査」では、普通に生活するには時給 1,700 円以上が必要であることがわかっています。最低賃金近傍で働く労働者の賃金の大幅引き上げは喫緊の課題となっており、今すぐに静岡の最低賃金を時間額 1,700 円以上にすることを求めます。

最低賃金を大幅に引き上げるためには、中小企業・小規模事業者に対する支援の抜本的な強化は欠かすことができません。中小企業・小規模事業者が最低賃金の引き上げに対応できるよう、社会保険料の事業主負担部分を免除・軽減するなどの特別な財政措置を行うことを政府に求めてください。

審議会の運営規程では「会議は原則として公開とする」とありますが、審議会の傍聴や議事録は一部分の開示のみとなっていて運営規程から逸脱しています。他県と比べても開示状況は大きく遅れています。最低賃金審議会（専門部会含む）のすべての審議を公開し、意見陳述の場を設けることは、憲法に規定された国民の知る権利を擁護する立場からも重要です。あわせて発効日は、最低賃金法の「賃金の最低限を保障することにより、労働者の生活の安定」を図るという生存権保障の考えをもとに審議会運営をおこない、最短にすることも重要です。

以上の趣旨に基づいて、下記の事項について要請いたします。

2026 年の最低賃金審議会の運営にあたり、下記の事項の実現を要請します。

記

- 1 中央最低賃金審議会の目安額に縛られることなく、労働者の生活の安定を図るために静岡県の最低賃金を 1,700 円以上に引き上げること。
- 2 最低賃金（時間額）額の審議にあたっては、生計費原則に基づき決定すること。

- 3 社会保険料の事業主負担部分を免除・軽減するなど中小企業・小規模事業者に対する特別な財政措置を行うことを政府や静岡県に求めること。
- 4 最低賃金審議会のすべての審議を公開し議事録も残すこと。また意見陳述の場を設けること。
- 5 最低賃金の発効日は、毎年10月1日以前になるよう審議を進めること。

以 上



2026 年 6 月 26 日

静岡労働局長 國分 一行 様

静岡地方最低賃金審議会 会長 畑 隆 様

静岡県労働組合評議会
議長 菊池 仁



静岡県の最低賃金引き上げと最低賃金審議会の公正な運営を求める要請書

貴職におかれましては、日頃から労働行政の発展に尽力されていることに敬意を表します。

最低賃金は2025年の改定によって、静岡県は時間額1,097円となりました。しかし時間額1,097円では、月額170,035円（7.75時間×20日）、年収2,040,420円であり、ワーキングプアの状態を脱することはできません。恒常的な物価高騰のなか、最低賃金近傍で働く労働者から「これでは暮らしていけない」と悲鳴が上がっています。最低賃金制度は、労働者の生活保障を目的とする制度であり、日本国憲法第25条に基づく生存権保障と密接に関連するものです。最低賃金法に定めるいわゆる「法定三要素」は総合的に勘案されるべきである一方、その検討にあたっては、生計費を基軸とする視点が制度目的上、特に重要であると考えます。また、最低賃金法の第一条には、「賃金の低廉な労働者について、賃金の最低額を保障することにより、労働条件の改善を図り、もつて、労働者の生活の安定、労働力の質的向上及び…（途中省略）…国民経済の健全な発展に寄与することを目的とする。」と記載されています。改定額の審議においては、生計費を基軸とした審議で賃金額を決定することを求めます。

また、私たちが取り組んできた「最低生計費試算調査」では、普通に生活するには時給1,700円以上が必要であることがわかっています。最低賃金近傍で働く労働者の賃金の大幅引き上げは喫緊の課題となっており、今すぐに静岡の最低賃金を時間額1,700円以上にすることを求めます。

最低賃金を大幅に引き上げるためには、中小企業・小規模事業者に対する支援の抜本的な強化は欠かすことができません。中小企業・小規模事業者が最低賃金の引き上げに対応できるよう、社会保険料の事業主負担部分を免除・軽減するなどの特別な財政措置を行うことを政府に求めてください。

審議会の運営規程では「会議は原則として公開とする」とありますが、審議会の傍聴や議事録は一部分の開示のみとなっていて運営規程から逸脱しています。他県と比べても開示状況は大きく遅れています。最低賃金審議会（専門部会含む）のすべての審議を公開し、意見陳述の場を設けることは、憲法に規定された国民の知る権利を擁護する立場からも重要です。あわせて発効日は、最低賃金法の「賃金の最低限を保障することにより、労働者の生活の安定」を図るという生存権保障の考えをもとに審議会運営をおこない、最短にすることも重要です。

2025年の最低賃金改定においては、一部地域で発効日が大幅に遅れる事例が生じ、同一制度のもとで働く労働者の間に不合理な新たな地域格差が生じました。静岡県でも通常より1月遅れとなりました。最低賃金に依拠して生活する労働者ほど影響を強く受けており、発効日の遅れは生活そのものに直結する問題となっています。発効時期の先送り・分散は、制度の公平性および信頼性を損なう重大な問題です。また、発効時期のばらつきは、中央最低賃金審議会が示す目安が

軽視され実効性を失うものに他なりません。最低賃金の発効日が、毎年10月1日以前になるよう審議を進めることを求めます。

以上の趣旨に基づいて、下記の事項について要請いたします。

2026年の最低賃金審議会の運営にあたり、下記の事項の実現を要請します。

記

- 1 最低賃金審議会のすべての審議を公開すること。
- 2 最低賃金審議会の議事録は、全文をホームページに掲載すること。
- 3 最低賃金審議会においては、意見陳述の場を設け幅広い意見を聴取すること。
- 4 中央最低賃金審議会の目安額に縛られることなく、労働者の生活の安定を図るために静岡県
の最低賃金を1,700円以上に引き上げること。
- 5 最低賃金（時間額）額の審議にあたっては、生計費原則に基づき決定すること。
- 6 社会保険料の事業主負担部分を免除・軽減するなど中小企業・小規模事業者に対する特別な財
政措置を行うことを政府や静岡県に求めること。
- 7 最低賃金の発効日は、毎年10月1日以前になるよう審議を進めること。

以 上